

[事案 2019-36] 契約解除取消請求

・令和2年5月7日 和解成立

<事案の概要>

通院歴を募集人に伝えたにも関わらず、告知義務違反を理由に契約を解除されたことを不服として、契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子宮肉腫により入院したため、平成30年1月に契約した医療保険（以前より加入していた他の医療保険から切り替えて加入）にもとづき入院給付金を請求したところ、右乳癌の告知義務違反を理由として契約を解除された。しかし、募集人には通院歴を伝えており、通院歴があっても契約を切り替えられると説明を受けたため契約したので、契約解除を取り消してほしい。解除の取消しが難しい場合は、切替前の医療保険に戻してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、通院歴があっても契約の切り替えができる等と説明したことはないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約切替時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

審理の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。